真備水害訴訟弁護団ニュース

No. 1

２０２０年7月1日
真備水害訴訟弁護団
連絡先　賀川法律事務所
ＴＥＬ　086-234-8977

★提訴について報道がありました
　提訴については、山陽新聞が翌4月16日朝刊で詳しく取り上げたほか、TVニュースを含む多くのメディアでも報道がなされました。山陽新聞では、社会面に7段記事を組むほか25面でも関連記事を掲載して、今回の提訴を「西日本豪雨の被災者による集団地方は中国地方で初めて」と紹介しており、真備水害訴訟に対する社会的関心の強さをうかがうことができます。

～災害から約３ヵ月後の真備町の様子～

～団長あいさつ～　弁護団長　金馬健二
真備の水害発生から、まもなく２年が経とうとしています。
　改めて、水害で亡くなられた方々には哀悼の意を表するとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。二度とこのような水害事故がおこらないようにするため、また、水害事故による損害を少しでも回復するための運動の一環として原告のみなさんとともに提訴に踏み切りました。このたび、私たちは、２周年目を迎え、新たな仲間を原告に迎えて、第２次訴訟を提起し、少しでも多くの方の参集を得て、運動を盛り上げたいと考えています。ともに全力を尽くしてがんばりましょう。

〈第１次提訴行いました〉

2020 年4月15日、岡山地方裁判所に、国、岡山県、倉敷市、中国電力の四者を被告として第一次提訴を行いました。今後は法廷に場を移して、2018年7月6日から7日にかけて真備地域に甚大な被害を及ぼした豪雨水害 について、被告らの責任を追及していくことになります。
　訴訟で追及する被告らの責任原因は、新成羽川ダムの事前放流未実施、小田川の付け替え工事先送り、高梁川・小田川河川内の樹木伐採や河道掘削工事をしなかった不作為、堤防未整備、陸閘未封鎖、不十分な避難指示など多岐にわたりますが、今後の訴訟を通じて、水害発生に対する被告らの責任と賠償義務があることを明らかにできるよう全力を尽くしてまいります。
　第一次提訴に原告としてご参加いただいたのは合計16家族32名となっております。弁護団は、今後も第二次、第三次提訴に向けて、新たな原告希望者を募っておりますので、原告団の皆様にも、同じく被災された方でいまだ訴訟に加わっておられない知人の方に向けて積極的な情報のご提供や働きかけにご協力をお願い申し上げます。

来る７月９日！！第２次提訴行動！午前11時弁護士会館２階集合です。
原告、原告になろうとする方、その他支援者の方等、ふるってご参加ください。

〈金馬弁護団長〉

★ｳｪﾌﾞｻｲﾄＱＲｺｰﾄﾞ

★ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸＱＲｺｰﾄﾞ

★弁護団ウェブサイトのご案内
　真備水害訴訟弁護団では、下記アドレスでウェブサイトを運用しております。訴訟の進展等に伴い、随時内容を更新してまいりますので、ご興味のある原告の皆様は是非ご覧ください。また、他に真備水害弁護団のFacebookグループも運用しておりますので、併せてこちらもご覧ください。
★ウェブサイト　http://mabisuigai.starfree.jp/
★facebookグループ　https://www.facebook.com/真備水害弁護団-336333953660039/